

文京区告示第

215

号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第一項及び第二項の規定により、区道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

当該違法放置等物件の占有者等は、文京区土木部管理課に申し出ること。告示の日から起算して六月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は文京区長に帰属する。

令和 8 年

10

月

8

日

文京区長

成澤

廣修



名称又は種類、 形状及び数量	放置場所及び除去日時	保管を始めた日時及び保管の場所	防犯登録番号 又は 車両番号標
普通自転車 青色 PEUGEOT 社製 一台	文京区本郷三丁目二十三番一号先 令和八年九月五日十一時三十分	令和八年九月五日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	防犯登録番号不明
普通自転車 黒色 メーカー不詳 一台	文京区千石一丁目二十三番七号先 令和八年九月二十五日十一時	令和八年九月二十五日十一時三十分 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	高島平 D70508